

○伊丹市立人権啓発センター条例

平成18年12月26日

条例第54号

(設置)

第1条 市民の人権意識を高め，市民相互のふれあい交流を促進するとともに，健全で人権感覚豊かな児童を育成することにより，すべての人の基本的人権が尊重される社会の実現を図るため，伊丹市立人権啓発センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は，伊丹市堀池2丁目2番20号とする。

(事業)

第3条 センターは，第1条の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権に関する啓発及び学習の推進に関すること。
- (2) 人権に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 市民の交流の促進に関すること。
- (4) 人権に関する講座，展示会等の開催に関すること。
- (5) 市民の交流のため，施設をその利用に供すること。
- (6) その他人権擁護のため，生活相談，地域福祉の推進等を行うこと。
- (7) 児童の健全な育成及び人権意識の向上に関すること。
- (8) その他市長が必要と認める事業

(施設)

第4条 前条の事業を行うため，センターに次の施設を置く。

- (1) 人権センター
- (2) ふれあいセンター
- (3) 児童館

(専用使用の許可)

第5条 人権センター又は児童館の施設(以下「施設」という。)を専用使用しようとする者は，市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも，同様とする。

2 市長は，前項の許可をする場合において，条件を付することができる。

(許可の基準)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の専用使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序、風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物又は付属設備若しくは備品(以下「建物等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの設置目的に反する使用をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) その他市長がその使用を不適當と認めるとき。

(使用料)

第7条 施設の専用使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は別表に定める使用料を、浴場を使用しようとする者は物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の範囲内で規則で定める額の使用料を、市に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(専用使用の目的の変更等の禁止)

第10条 使用者は、専用使用の目的を許可なく変更し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(専用使用の許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、専用使用の許可を取り消し、又はその使用の条件を変更し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が専用使用の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の行為により専用使用の許可を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用者に損害を生じることがあっても、市は、その賠償の責めを負

わない。

(特別の設備等の承認)

第12条 使用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、施設の専用使用を終わったとき、又は第11条第1項の規定によりその使用の許可を取り消され、その使用の条件を変更され、若しくはその使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに市長の指示に従い、設備その他を原状に回復しなければならない。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒否し、又は退館を命じることができる。

- (1) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる行為をし、又はこれらのおそれのある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等の義務)

第15条 使用者その他センターを利用する者は、その責めに帰すべき理由により建物等を損傷し、又は滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(伊丹市立共同会館条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 伊丹市立共同会館条例(昭和36年条例第12号)
 - (2) 伊丹市立解放児童館条例(昭和49年伊丹市条例第38号)

(3) 伊丹市立ふれあい交流センター条例(平成6年伊丹市条例第1号)

(伊丹市立共同会館条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による廃止前の伊丹市立共同会館条例の規定によりされた許可は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

(伊丹市立解放児童館条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 第2項の規定による廃止前の伊丹市立解放児童館条例の規定によりされた許可は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。

別表

(単位 円)

区分\時間帯			9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
人権センター	1階	料理実習室	700	900	700	1,600	1,600	2,300
		休養室	500	700	500	1,200	1,200	1,700
		教養室	400	500	400	900	900	1,300
	2階	大集会室	2,400	3,300	2,400	5,700	5,700	8,100
		会議室	800	1,100	800	1,900	1,900	2,700
		小会議室	400	500	400	900	900	1,300
		学習室	400	500	400	900	900	1,300
		保育室	500	700	500	1,200	1,200	1,700
	児童館	1階	学習室	—	—	400	—	—
			学習室	—	—	600	—	—
	2階	遊戯室	—	—	600	—	—	—
		視聴覚室	—	—	700	—	—	—

備考

- 1 使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 2 特殊器具の使用料については、1回につき5,000円以内で規則で定める。
- 3 使用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用して電気を使用するときは、実費を徴収することがある。
- 4 使用許可時間を超過し、又は時間を早めに使用する場合は超過時間に係る使用料については、規則で定める。